

**議 事 日 程**

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての訂正の件
- 日程第4 議案第41号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第5 議案第42号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第43号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第44号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第45号 瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第47号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願
- 日程第12 請願第3号 請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書
- 日程第13 請願第2号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ

17番 松野藤四郎

18番 藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	巢之内亮
企画部長	梶浦要	総務部長	広瀬充利
市民部長	児玉等	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
教育次長	山本康義	監査委員 事務局長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	宇野伸二		

### 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝より傍聴にお見えになりました方、まことにありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げたいと思います。

---

### 日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書が5月29日3件提出され、受理しましたので、後ほど議題としたいと思います。

2件目は、同一内容の意見書として、お手元に配付しましたとおり、6月7日に小川理君から発議第4号核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第2 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 皆様、おはようございます。

それでは、追加の行政報告を御説明させていただきます。

報告第10号平成29年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正についてを報告いたします。

平成30年6月7日に提出した平成29年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書における翌年度繰越額の財源内訳を一部訂正いたしましたので、報告させていただきました。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） これにて行政報告は終わりました。

---

### 日程第3 議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての訂正の件（理由説明・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての訂正の件を議題にします。

市長から議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての訂正の理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、議案の訂正について御説明させていただきます。

平成30年6月7日に提案した議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について、附則における、この条例は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行するを、この条例は、公布の日から施行するに訂正させていただくものとなります。

以上、議案の訂正について概要を御説明させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで訂正理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての訂正の件を承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての訂正の件を承認することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4 議案第41号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第41号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第5 議案第42号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第42号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第6 議案第43号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第43号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） おはようございます。

議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第43号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお尋ねをさせていただきます。

今回の条例の改正といたしますのは、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準について、今回の条例の改正案といたしますのは、特例として食事の外部搬入を容認するというものでございますけれども、そこでお尋ねをまずしたいというふうに思います。

今回、このような3歳未満児の子供たちに対して、家庭的保育事業においては、外部搬入を容認するという意義は一体どこにあるのかということについてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おはようございます。

今、小川議員のほうから御質問があった件について説明させていただきます。

この家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を変えるということで、食事の外部搬入の意義ということでございます。

私どもの市では、待機児童が出ております。いろんなメニューを考えて待機児童を消していく。できるだけ校区の中で育った子たちは、校区の中の保育所でもって小学校につなぐという一貫的な考え方で今教育委員会としては取り組んでおります。

その中でこの家庭的保育事業というのは、保育士資格を持ってみえる方がおうちで保育事業をやられるというものなんですね。ですが、未満児保育に応じては自園調理という条件になっております。そういうことで料理場を変えるということなんですが、なかなか個人の方で負荷的なものが大きいんですね。そういう関係で代替といいますか、外からの外部搬入を認めるということです。

この意義でございますけれども、やはりこの地域で支える子を地域で守りたいという方が見えるのであれば、そういう枠もしっかりと私どもがサポートをさせていただいて仕組みをつくっていくというところで改正をするということが大事なのではないかなあというふうに思っております。

個々で、個人的な家庭的保育があるというところで、おうちのような保育を受けたいというお母さん方もやっぱり見えるんですよね。大規模なというところだけではなく、そういうのを希望している方もお見えになります。ましてや市の中でそういうことをやってみたいという方が見えるのであれば、やっぱりサポートしていくというのが市の仕事ではないかなあというふうに考えておりますので、今回の改正で間口を広げたということでございます。

当然補完しておきます。危険なことがあってはいけない。お口の中に入ることでございますので、幼児支援課を中心としまして教育委員会はしっかりと目を光らせていくというつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお尋ねしたいと思いますけれども、瑞穂市の保育所におきましては、3歳未満児の食事、給食については自園調理というものが原則になっておると思っています。そういう点でいいますと、瑞穂市の保育所ではそういった自園調理が原則とされておるわけですが、じゃあその意義は、なぜ自園調理でならなきゃならんというふうにされておるのか、ちょっとその理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 3歳未満児の自園調理の意義ですね。子供が育つときにいろんな五感といいますか、育てることが大事なんですね。

例えばおうちで小さい子がお母さんのトントントンという音を聞く。それから、遊んでいた料理のにおいが入ってきたということを感じるということは非常に大切なことなんです。ですから、保育所のほうでは、未満児さんのところにできるだけ料理場を近くにしているということで、そういう感性も育てるという環境をつくっているということなんです。

ですから、特にゼロから3歳までの未満児さんのところで自園調理をというところは、やはり食というものが大事である。その食においだとか、それが育ちにとって十分教育上いいということが認められているというか、皆さん、周知の事実ということですよ。そういうので体制をとっている、そういう設備をしているということでもあります。

ですから、私どもの効率というよりも、全体的に国としては、ゼロから3歳児までは自園調理に特化しているというか、自園調理をするべきだということで勧めているということでございますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今回の改正案ですと、例えば議案の勉強会でもおっしゃっておいりましたけれども、お弁当屋さんからのお弁当も可能になり得る、こういう改正案になっております。しかし、3歳未満児の子供といたしますのは、体調の変化というものが大変大きく、個別の対応というものが求められておる、こういうことでありまして、したがいまして、外部搬入ではなくて自園調理というものが原則になっておるのではないかと思うんですね。

ですから、家庭的保育事業におきまして、こうした外部搬入を行うのではなくて、自園調理というものが必要だと。また、この優位性というのは明らかではないかなというふうに思うわけですけど、その点についてのお考えというのはどのようなものですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回の改正におきましては、そういう家庭的保育をやっていくという保育士さんが見えておうちでやりたいという改正でございます。当然、私どものほうからも自園調理が原則ですよというお話をさせていただきますが、なかなか個人で厨房を保健所が合うような形で体制をとっていくのは時間がかかるということで、この改正の中には、10年間の間に改正をしてくださいねという緩和措置があるんですけれども、当然自園調理を目指すために、若干、今の急では難しいという現状が全国的にありましたので、時間的な考慮も踏まえて体制をとっていただきたいという改正でございますので、その辺の考え方は違ってはいないと理解しております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7 議案第44号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第44号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第44号についてお尋ねをさせていただきます。

放課後の児童健全事業といいますのは、別の言葉でいいますと学童保育のことを指すわけですが、今日の状況の中でその需要が大変大きくなっております。この夏休みも既に入れない、そういうお子さんがおるとということからも、その需要が大変ふえておるといえることが言えます。

その一方で、学童保育の質を高めていくと、こういうことも求められている時代ではないかなあと思うわけですね。ですから、学童保育の受け皿、これを確保するとともに学童保育の質を高める。この2つといいますのは、いわゆる車の両輪みたいなものだというふうに思います。

そこでお尋ねしたいんですけれども、今回の改正といいますのは、そういったことを踏まえますと、一体どのような意義がそこにあるのかということについて、まずちょっとお尋ねをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） ただいまありました小川議員の質問に対して説明をさせていただきます。

学童保育のほうですが、現在、夏休みは非常に申し込みが多うございます。昨年の夏休みは630人でしたが、今年度は既に728人ということで98人もふえているんですね。

やはりこれはお母様方が就労するというところで、それとまた、この春、痛ましい事件がございましたですね。学校帰りにさらわれて殺人事件というものもありました。そういう関係でやっぱり皆様も心配になっているんだろうという傾向があると思います。そういう関係でまたふえているということも理解はしております。

今回の改正の意義でございますけれども、今回の改正は、放課後支援員というところの資格の改正でございます。教員の資格を持っている者ということで規定されましたが、教員の資格となりますと、現在の教員は教員免許の更新をしないと資格ができませんですね。ただ、免許持ちではだめなんですね。当初、昔、免許を取得したということではだめなんですね。更新事務が要るということです。

今の規定ですと更新が必要となってしまいますので、そうではなく、免許を持っている方ならいいですよということの改正ということになっています。あと5年以上、放課後児童クラブで勤めてもらえた方が見えたら、その方も今回の資格を受ける検定を受けてもらうと、講習を受けてもらうことができますよということの規定になっております。

ですから、この意義といいますのは、今現に全国的の放課後のニーズが高くなっているということがあって、早目に指導員とか支援員とかを多く育成しまして、受け皿をつくっていかなくちゃいけないということです。今、議員のほうからお話しがありましたように、受け皿のほうの人的なところですね。施設ではなく人的なところでの改正ということになっております。

質を高めるということも今議員のほうからございました。私どもでは、放課後支援員に対し

て研修会を独自でやっています。先んじがけて県1位でやっております。県しかやっていないものを市単でやっております。そういう形で育成をさせていただいて現場へ派遣させて子供を預かっていただく。これは全て前段の質問にもありました保育所と同じでございまして、地域の方々が子供を地域で支えていただくという仕組みをつくるということを担当していると思います。そういう点で、今回の改正はいろんな方々が市民の方でも参加できて、市放課後の現場に入っただけのような改正になるということです。

保育所と同じように現場のほうを私どもはしっかりと見据えて、放課後の児童の運営には目を光らせるというつもりでございますので、御理解願いたいと思います。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） もう一つお尋ねしたいというふうに思います。

学童保育というものを発展させていく、こういうことからいいますと、学童保育の指導員の待遇の改善が不可欠ではないかなあというふうに思っております。これは保育所も同様だと思います。

大学で福祉を学んでも、若者がそれを生かして将来の希望や、また家庭を築いていくということが出来る職場なのかと。こういうふうに考えますと、指導員の仕事は大変やりがいがあるというふうに感じて、将来の希望を描くことはできない。そういうような職場になっておるのではないかなというふうに思います。

ですから、今回の条例の改正のように指導員の専門性を薄めるというものは、またそのような方向では、このような待遇の改善には結びつかない。また、待遇改善には逆行する、こういうことになるというふうに思うんですけれども、その点はいかがお考えですかとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 待遇の改善も大切だろうという御意見でございます。

今、教育委員会のほうで進めていることは、夏休みなんかも将来的に教員だとか、保育士さんなんかを目指す方々の学生に夏休みに放課後に入っただいて、経験を積んでいただくという仕組みをこの夏から作り始めました。そういう形でどんどん若いうちから、学生さんのうちからやっぱりやりがいがあるんだよということは知っただくということで、順番にサポーターさんになり、指導員になっていただけるような方々を若手のほうから育てていくよという仕組みをつくっております。

ただ、それは待遇にはならないということがございますが、ただ、ほかの点でいいますと、例えば県のほうにまた、もう少し保育士もそうなんですけれども、待遇改善の要望するとか、

県のほうで全体的な市だけのお話ではございませんので、職というものをやっぱり定義づけるということは、自治体一個ではというものではございませんので、県ともいろいろとお話させていただきまして、やはり保育士とか学童指導員の待遇改善に向けて、いろんなPRだとか、何か手を打っていけるようなことはないだろうかということを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第8 議案第45号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第45号瑞穂市旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

この瑞穂市の旅館建築の規制に関する条例、この第2条の第4項に規定するものを、今回、建築する際に市長の同意を得なければならない項目から外したということなんですけれども、その内容とその趣旨、理由をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 旅館業法につきましては、昨年の29年12月にその法律の一部が改正されまして、それまで旅館業法の規定では、ホテル営業は、主として洋式の構造、設備を有し、旅館営業は、主として和式の構造、設備を有することとして別々に規定されておりましたけど、和洋式の区別をもって営業種別をすることなく、今回、法改正で旅館・ホテル営業に統合されたことによりまして、本条例でこの中ではこの規定を引用している部分を改正するので、その条項ずれを改めるというものでございます。

そもそもの法律の趣旨からいいますと、時代に即して法律の中で和洋式というような区別が必要なくなったというあたりと、旅館業の規制緩和を図るというような趣旨のところからこの法律が改正されてきたというふうに理解をしております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第46号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第46号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番、無所属の会のくまがいさちこです。

議案第46号、瑞穂市一般会計補正予算書（第1号）の8ページです。

款民生費、項社会福祉総務費、目障害者福祉費、補正額が15万7,000円となっております。内訳は旅費が8万8,000円、内容は社会福祉主事資格認定負担額6万9,000円です。額は多くありませんが、瑞穂市の福祉の現状とこれからがこれに私はあらわれているかなあと思ったので、総括的な観点から次のことを質問したいと思います。初めに質問の項目を申し上げておいて、1つずつ質問をさせていただきます。

まず最初に、議案勉強会で説明を受けていますので、その説明の確認をしてから1つ目、ハローワークで瑞穂市は福祉関係の求人をしております。これと関係が全くないわけではないと思うので、つまり福祉関係の人員が不足しているのかなあと思うので、それとの関係をお聞きします。

2番目に、瑞穂市は福祉事務所の看板がございません。議員になってからずっと探しました。いまだに担当課の看板のところにちょっと見たかなみたいな現状です。これはどこにあるんでしょうということです。

それから3つ目、市になりまして、合併して、そうすると福祉事務所は必ず必要ということになるんですが、町村は任意だと学びました。合併前に福祉事務所は、穂積町、巢南町はあったのか。つまり、そうしたあったとかなかったとかを引きずって福祉の体制がおくれているのか、追いつかないのかなと思うので、それを教えてください。

そして、最後に総括的な質問ですが、現状は人員が足りているのかどうか。法律的には足りているということは確認しておりますが、現場として対応するのが、福祉というのは、瑞穂市の市役所の事業の中で最も煩雑ですぐには解決できなくて、しかも即社会というか、瑞穂市の

中の安心・安全が損なわれるのに直結するというふうに思っておりますので、昨今ますます事件が多くて、生物というか、人も含めて、やっぱり生存していくのに最低必要なのは安心・安全だと思うんですね。

でも、格差社会で追い詰められるとむしゃくしゃして関係のない人を殺したり、逆上してどなったりとかという、やっぱり社会の安定を、特に追い詰められた人は事件にまで行くことが少なくないので、福祉のあり方というのは非常に大切だと思うので、そういう総括的観点から以上の質疑をしたいと思います。もし途中で派生した質問があったらさせていただきます。

まず確認をいたします。

この内容は、議案の勉強会の御説明によりますと、神奈川県へ5日間行く。新人2名が行く。この新人というのは、多分新採用がいるのかわかりませんが、異動によってその部署に来た人も新人と言っているのかなと思います。そしてもう一つ、福祉事務所の仕事には、この資格が必要なのだという御説明でした。まずこの説明で15万7,000円の内容ですね。以下の確認から入りたいと思います。よろしく申し上げます。

あとは自席で質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまくまがい議員のほうから御質問いただきました補正予算のところでございますが、私ども民生費の中の社会福祉費で補正予算を今回上程をお願いしております。その中で、ただいま御質問のございました社会福祉主事の認定負担金というところでございますが、これにつきましては、今議員のおっしゃったとおりでございます。社会福祉という、これは任用資格になりますが、これを持った者が福祉事務所で勤務をするということになっております。

お見込みのとおりで、人事異動によりまして、今回、任用資格の持っていない者が2人参ります。当初は1人の予算で組んでおりましたので、今回1人追加をお願いをするところでございます。

1個目のハローワークの求人との関係でございますが、ハローワークのほうにお願いをしておりますのは専門職のほうでございます。社会福祉士、精神保健福祉士等々の専門職の補助職員の求人でございます。今回の補正とは直接は関係はございません。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○健康福祉部長（平塚直樹君） 失礼します。

それでは、先ほど御質問のあった4つのことについて、あわせてお答えをいたします。

福祉事務所の看板の件でございますが、お見込みのとおりでございます。実はございません。必要性は感じておりますので、またこちらの庁舎の管理のほう等々とも相談いたしまして検討していきたいというふうに考えております。

それから合併時の福祉事務所の件でございますが、福祉事務所は基本的には県と市区町村に置くものでございますが、町村につきましては任意ということになっておりまして、穂積町、巢南町のころにはございませんでした。

どこが管轄していたかと申しますと、県の振興局のほうに本巢福祉事務所というのが当時ございまして、本巢郡全体を管轄しておったところでございます。これは例えば山田市や郡上市、下呂市等々、合併前に町村であったところも同じ事情となっております。

それから、最後のお話のありました人員が足りているか云々でございますが、お見込みのとおり、生活保護のケースワーカーにつきましては基準がございまして、市の場合は240世帯で3人というふうになっておりまして、以後、80世帯をふえるごとに1人ずつ増加ということになっております。この基準については、私どもはクリアを一応いたしております。

しかしながら、議員のおっしゃったように、昨今、いろいろな問題がたくさん出てきておりまして、これは瑞穂市も同じことでございます。

また、私ども正規職員は、福祉生活課でいきますと私を除いて12名でございますが、そのほかに嘱託の相談員がおりますが、相談員は現在嘱託ということもございまして、勤務日数、時間が限られておるところでございます。

こうした体制がいいかどうかにつきましては、実は国のほうからもいろんな話がありまして、相談員については法改正がありまして、嘱託でなくて、いわゆる常勤の職にというような法改正があったところでございます。

現実的なことを申し上げますと、例えば児童虐待等々などでございますが、これにつきましては、新聞やらテレビでもありましたようにああいった例がございまして、瑞穂市につきましても、いわゆるケース移管というか、他市町からの移管のものがたくさんございます。

今年度から特に、中央子ども相談センターというのが岐阜市にございますが、私どもも管轄する県のいわゆる児童相談所でございますが、ここに瑞穂市の専任の担当者が置かれまして、ほぼ毎日来て私どもの相談員、あるいは健康推進課の保健師と一緒にそういった支援の必要な家庭を訪問しております。ほぼここ連日夜のお問い合わせもありまして、私どもも寝るときに携帯電話を枕元に置いて寝ているような状態が続いております。

あと、私ども福祉事務所は高齢者のほうもございまして、高齢者のほうもなかなかいろいろな問題がございます。特にこれは、最近、新聞にも載らなくなったぐらいでございますが、孤立死というか、孤独死のようなことも瑞穂市では残念ながらございます。ほぼ毎月ございまして、職員はそれのいろいろな対応に追われているというところでございます。

また、もう一つは障害の福祉のほうでございますが、これにつきましては、総合支援法という法律が先年できまして、いろんなサービスの利用については、昔に比べればよくなってきたかなあというふうには思います。ただし、まだまだ途上でございますが、新規参入のいろいろ

ノウハウのない方が施設を運用されたりしまして、若干問題が起きているようなことを県のほうからも聞いております。

いろんなことを総合して勘案をいたしますと、欲を言えば切りがございませんが、できる限り人員のほうは、多いにこしたことがないと言うと変でございますが、より充実した業務ができるのではないかと担当部長としてはそういうふうに考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） わかりやすく現状の苛酷さといえますか、24時間体制で当たってくださっている事業というか、職務内容を御説明いただきました。ありがとうございます。

ということで、副市長か市長にこの現状を、国の法改正もあったんですね。私もちょっと市民の事例を扱ったときに相談員が嘱託でいいのかと。まず窓口ですのですね。窓口で却下されちゃうとどうにもならないんですよ。でも、その相談員さんも本当に大変な状況の中で働いているということは見えましたので、国もそれはもうわかってきているんだなということを理解しました。ネットでも人員不足であると、福祉事務所は。そういうことが指摘されています。

ということで、今後、瑞穂市のまず相談員を嘱託から正規に来年度。途中からができるのかちょっとわかりませんが、という方向はいかがでしょうか。トップの一人かお二人か。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

まずもって、福祉部門、どの部分も大変な部署なんですけれども、生命・財産の一番先端がやっぱり福祉の部門でございます。命があってこそ人間というのは幸せを感じられるということでございますので、3月にもくまがい議員からそうした御質問がございました。今回の異動においても、できる限り力を持った職員をとということでさせていただいたところでございますし、今後、今、いろんな事件が起きております。いつに何が起こっても対応できるということで非常に大切な部署でございますので、全体的にはもう少し補充をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 具体的に嘱託を正規の相談員にするかということについては言及がありませんでした。米朝のトップ会談みたいなお答えでしたけれど、期待していますので、ぜひその方向でいていただきたいです。

あと、部長の答弁の中でちょっと確認させてください。

瑞穂市の専門員みたいな人がいるといったのは、子相、児童相談所なのか、県の福祉事務所か、どっちでしたかしら。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問でございますが、瑞穂市担当の専門の方が配置されたということにつきましては、県の中央子ども相談センターでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 先ほど副市長から総括的な御答弁をいただきましたけど、いつ何が起ころうとも対処できるようにではないと思うんです。どう言ったらいいのかな。いつ何が起ころうともいけないということだと思っんです。起こらないように瑞穂市の体制をしていくと。福祉というのは予防が一番だと思っんです。ぜひ次回の答弁からは、いつ何が起ころうともではなくて起こらないようにと、万全というのは本当に難しいので、「より」で結構です。「more」でいいですので、体制を整えていっていただけるように、以上、福祉に関して総括質疑をさせていただきます。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

30年度の一般会計補正予算の第1号で質問させていただきます。

歳出の8ページですね。歳出、総務費の財産管理費、業務委託料で家屋調査業務料370万9,000円が計上されています。勉強会でこれは旧公民館の隣接する11棟分だということはお伺いしましたけれども、もう少しどのような家屋調査業務をされるのかを質問します。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問でございます。

家屋調査業務委託料370万9,000円の内容ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、旧駅南公民館が駅の南にございますが、この解体工事を行うに当たりまして、近隣の住宅、調査対象が11棟ということで、その家屋の状況を調べるということでございますが、これにつきましては、機械でもって公民館を壊していくに当たり、その振動やら、その影響によって家屋が、お風呂場に例えばひびが入ったとか、近隣の住宅に被害を及ぼすといけないということでございますので、そういった事前の一軒一軒の家屋の状況を調べていくということで、写真を撮ったり、個々にしていくということでございますが、そういった事前調査の委託料がこの370万9,000円ということですので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） わかりました。つまり、現況の基本的に調査、主に写真等で把握するというのが中心ですね。

ということで、1軒当たり、そうすると約30万ぐらいということなんですけれども、現況の写真を撮るだけでしたら、ちょっと費用的には大きいかなあと思うんですけど、そのほかこの調査業務の内容に含まれるものはないんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） この金額につきましては、見積もりをとって370万9,000円ということといただきましたので、事前の家屋調査ということで、先ほども申しておりますが、それぞれの家屋は状況が違いますので、中へ入らせていただいている現実の見積もりではございませんので、概算ということでございまして、それぞれの家屋のそれぞれの部屋ごとに調べていくということで、写真撮影も含めてどういった状態かということをお調べということですので、御理解を願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） その業務の中に、解体後、結果こうなったという従前・従後の、従後の写真も加えるという業務というのは入っているんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） その業務までは入っていない状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） わかりました。

ほかの民生費のところの保育所費ですね。ここで私立保育所施設整備補助金で1,654万円の補正、増の計上がありますけれども、これはこの整備費の何を対象としているか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今、御質問がありました鳥居議員の御説明をさせていただきます。

この増額分1,654万円です。私立保育所施設整備補助金です。穂積保育所の跡に慈雲学舎というところで公私連携型で契約・提携を結びました。今、現状としては、仮設園舎ができました、今、旧の園舎は潰して平らになっている状態です。今回、この慈雲学舎が新しい園舎を建てるための増加分でございます。

当初予算におきましては、国のほうから来ております補助金、全体の建設予算のうちに補助基準額というのがあります。その基準に見合うだけの補助金額をはじき出すんですね。これだ

けかかるんですけれども、ここまでが補助金として出しましょうという基準表というのがあります。要は限度額を決める表でございます。その表が、30年度はまた変わってくるんですね。当初予算を組んでおいたのは29年度の基準額で積算しておりましたところ、30年の3月、本当に末でしたね。国のほうから来まして、新しいこの基準額の表で再計算して申請を出すようにということになりました。その関係上、新しい基準表で見たときに、全体の工事費は変わらないんですけれども、基準が1,654万円ふえたということです。当然、国からとか県からとかの持ち分、市の持ち分の割り勘分がございまして、市の割り勘分もふえたということで今回の補正となっております。

予算書を見ていただきますとわかるように、1,654万のうちの1,302万5,000円が国・県から来るもので、351万5,000円が市からということになっております。実際、工事上は何も変わっておりません。ただ、基準表が変わったことにより再計算して増額になったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） その結果、そうすると、慈雲学舎の整備費のトータルに対する補助金の割合というのは、幾ら、どれぐらいの割合になりましたか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） ここで定義されている補助金ですけれども、市から出すということなので、財源は国・県へ入ったまんまでよろしいですね。

そうすると、当初は1億8,158万7,000円だったものが1億9,812万7,000円ということで、この差が1,654万円の今回の補正分なんですね。補助金額は総工事費が、全体の工事費に何割ということでもよろしいですか。ちょっとごめんなさい。しっかりとした数字が手元にないのでわかりませんが、3億はかかっていたと思いますので、3分の2ぐらいは出ているということになると思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） ここに補正前で15億6,000万円とあるので、3億よりはもっと大きな金額じゃないかなと思うんですけど、また後でいいんで教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） また、正式に調べまして、御回答させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） では、最後の項目の質問ですけれども、10の教育費の学校教育総務費の

中に賃金が222万増額されていますけれども、勉強会でこれはスクール・サポート・スタッフという説明がありました。このスクール・サポート・スタッフというのは、まず現場からスタッフが要るよという要望があつてふやしたということですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今回の御質問でございますが、現場のほうからやはり、先生方の仕事の中には、教師の方からいったら雑務的なものがやっぱり多いんですよ。子供さんの顔を見ておる時間を多くとりたいたいですけれども、非常に簡易的な業務、事務作業的なものも多いということなんです。そういうのを教頭会、校長会のほうから出ておりました。

今回、補正予算になったというのは、当初予算にはこういう話はなかったわけなんです。5月に入りまして、スクール・サポート制で県のほうからも連絡がありまして、手を挙げるところはないかということで、今回、教育委員会のほうでは出させていただいたということでございます。現場のほうの意見がありまして、やはり働き方改革等々もありますので、こういうスクール・サポート・スタッフを入れて学校の体制をとるというのがいいんじゃないかということで思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 勉強会で3人のスタッフの増員ということで聞いていますけれども、3人でいいの、十分かどうかというのは。これは何人が必要かということは、今回、このスクール・サポートは初めての導入ですよ、今の話を聞くと。そうすると、3人が本当にどうかという問題は、やってみないとわからないということもあると思います。その辺の3人の根拠というのは何かありますか。どういうものが、あれば。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 県のほうも予算がございますので、この予算の財源でございますが、国が3分の1、県が3分の2ということで市の持ち出しは一切ないという状態でやっています。ただ、県のほうから瑞穂のほうには3人というのは、いろんなところにもやっぱり、私どもの市だけというわけにはいかないの、3人だというお話はございました。ただ、この3人で、今の御質問は足りないんじゃないかなということ。各中学校区に1名ずつ置いて、中学校も小学校も見てくださいということなので、大変回る持ち場は多くなりますので、そういう懸念はございます。

ただ、まずは私どもが手を挙げさせてもらって、やらせてもらって実態をつかみ、実態をつかみといいますけれども、もう保育所のほうではある程度はやっているんですね。保育所のほうも補助職を雇って簡易的な事務は順番に回ってやるということは教育委員会のほうではやっておりますので、今回、県と国の支援を受けましてこれをやりますけど、なかなか今回はテス

トみたいといいますか、試してやってみて、また状況をつかんで充実させていければというふうに考えておるといところでございますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居住史君） 私も一般質問等で、教員の時間外勤務状態が非常に厳しいというのを把握しているんですけども、多分、学校ごとにそんなに忙しさというのは変わらない。どこの学校も忙しいと思うんで、できたら1校に1人ぐらいのスクール・サポーターが欲しいという現状ではないかと想像するんですね。そういう意味で、今後、小・中1校に1人ずつサポーターを配置するという考えというのはあるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） このスクール・サポート・スタッフに、7月からを予定しておりますが、実際回っていただいて、そのヒアリング等々で現状を分析させていただいて、やはり増員が必要だということになれば、また市の中でも、予算の限られている中ではございますけれども、検討させていただきたいとは思っております。

ただ問題としましては、今、大きな問題がございまして、会計年度別職員とって職員の身分が変わってくるというのがあるんですね。ですから、補助職員をどんどんふやすというのはいかがなものかというのがあるんですね。職員の身分のことも守っていかなきゃいけませんので、ですから、この中で補助職員としていけるのかどうか、会計年度職員という形で定義していくのかどうか、そうではなくて委託業務でやっていくのがいいのか。いろんなことの考え方を入れながら学校をサポートしていくということは、こういう人たちは守っていくんですけども、形態は議論する価値があるのではないかなというふうに思っています。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第46号平成30年度一般会計補正予算（第1号）ですが、これについて質問します。

先ほど鳥居議員からも質疑がありましたが、8ページの財産管理費の目の関係ですね。これは近隣調査ということで370万9,000円の業務委託料が出ております。

この旧穂積公民館といいますか、別府公民館ですが、これは平成25年に解体工事の請負契約ということで締結をしました。このときには県外の業者だったと思います。それからその後、公民館の周辺の家屋調査契約、これも締結をして、25年3月ごろに周辺の住民に挨拶に行くと。そのときにI氏に断られたということで、その後、ずるずる引っ張って最終的に平成27年

3月ごろに繰越明許、あるいは事故ということでこの予算が没になりました。今回、平成30年の3月にこの予算が解体工事で一千三百何万出てきました。

これは、解体工事はできるというもとに今回の370万9,000円が補正予算で出てきたと思うんですね。対象となる家屋は11件だということです。各家庭を訪問し、調査をするわけですが、その周辺は空き店舗といますか、空き家といますか、更地もありますが、どこら辺までの範囲の家屋が調査対象になるのか。それを調査しておる間に誰かに断られたということになってきますと、この工事自体が、解体ができないという結果になるわけですが、仮定ですが、解体工事ができるというまず自信があるんですか。それがなければ家屋調査はできないと思うんですが、まずその1点について質問をいたします。

以下については自席から質疑をいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問でございます。

解体工事につきましては、この3月議会でお認めをいただいて、工事を今年度30年度に進めるということでございますので、進めるに当たってどうしていくかということについては、今、藤四郎議員が言われましたように、以前、25年に組んでできなかったという経緯も重々承知はしております。

そういった中で、この3月には筆界特定ということで法務局のほうでその境を決めていただけるというような手法があると聞いておまして、その手法で筆界特定を進めるという中で、この3月に申請をしたという状態でございます。まだその筆界特定についていつ確定ということではございませんが、そういったことでもし特定されてくれば、取り壊しのほうも進めていけるのではないかとございまして、当然藤四郎議員が言われましたように、近隣住民の方の御意見もよく理解しながら進めていきたいとは考えておりますが、筆界特定ということがもし決まってくれば、それに基づいた方法で進められるのではないかとございまして、以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 平成29年3月に弁護士に相談して、第3案で了解を得てということで筆界制度を利用して解体工事を行うと。この3月の議会では、夏ごろまでには撤去をするような話でございますが、今の進捗状況ですね。先ほど説明がありましたが、再度お願いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） ただいまもお話ししましたように、筆界特定の申請を3月にしまして、まだその申請をした状態のままでございます。よって、筆界特定で境について決めるとい

うことが、まだいつ決められるかということは確定していない状況でございますので、それによって家屋調査の日程やら、近隣のお話も含めながら進めるということですので、幾ら早くても、その筆界特定後に数カ月、例えば3カ月以上かかってくるのではないかと想定はしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 筆界制度を利用してやるわけですけれども、それは法律上の問題だけで、実際の地権者等は、そこで反対があってもその制度を利用して解体ができるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬総務部長。

○総務部長（広瀬充利君） 筆界特定で決まってくれば、そこで一応、今度近隣の方とお話をしていくということが当然前提ではございますが、今までの経緯ですと近隣の方々も反対の方も当然みえますので、その辺もよく調整しながらとは思っておりますが、特定されてくれば解体ができるという想定のもとで3月から解体工事の予算をお認めいただきながら進めているのが現状かと思いますが、いま一度その辺は十分慎重に進めていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 名前を言って申しわけないですが、I氏と言いましたけれども、その方の了解がなければ解体工事はできないんですよ。これ、もう長年、四、五年前からやっておるわけですね。この問題についてはもう5年たつわけですよ。本当にこれは無駄な金を使ってやっているなあというふうな感じがしますし、駅前開発についても、私は大規模じゃなくて、これは市民はそこまで望んでいないというふうに思うわけであります。

この解体が、例えば工事が進んでその跡地はまずどのような計画なのか。今後の跡地計画については、まだ公表されていないというふうに思いますけれども、どのようなお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦企画部長。

○企画部長（梶浦 要君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、駅前開発については、まちづくり計画というものの素案を策定いたしまして、その中のエリアに駅南公民館も入っております。

取り壊した後につきましては、今、ワイワイ会議等を初め、まちづくり計画の位置づけの中でどうして使っていくかと。壊された直近については、その計画ではなしに、駅前の今の渋滞の緩和とか、そういったものに活用することも含めながら、今検討しているところでございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

1点お尋ねをしたいというふうに思います。

今回、補正の中に生活保護費としてシステム改修というのがありますね。金額は64万であります。このシステムの改修というのは、何の目的で行われるものかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護システムの改修の委託料として上げてある分でございますが、これにつきましては、種々の法改正に伴うもの、また介護施設等々の施設の新設に係る分の中のパラメーター等々の改修でございます。

本来ならば当初予算で上げるところではございますが、そういった通知等々のおくれがあった場合につきましては、こうして補正予算をお願いをするところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今説明をしていただいたんですけれども、その中に生活保護についての適正化事業というのが含まれているのではないかなど。ちょっとそこは確認をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの小川議員の質問でございますが、歳入の予算書のほうに生活保護適正化実施事業の補助金として上げてございまして、この分の2分の1についていただける予定で歳入のほうも上げてございます。したがって、適用になるというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） この適正化事業というのがどのようなものかというのは、ちょっと時間のこともありますのでお話ししませんが、総括質疑ですので、この適正化事業については、どのように取り組んでいかれるのか、どのようなお考えなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） この件につきましては、国の動向、あるいは私ども地域の実情に合わせながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） ありがとうございます。

弾力的に運用していきたい、事業をひとつ考えて、こういうような答弁だったというふうに思いますので、それでよろしいなというふうに思いますけど、以上で終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第10 議案第47号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第47号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねをいたします。

今回は生産性向上特別措置法が設けられまして、その目的でございますけれども、市町村、市の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するということが言われております。

そこでお尋ねしたいと思いますけれども、市が条例改正によって固定資産税の特例が設けられるということになるんですけれども、そうした企業は、この瑞穂市の中でどれぐらいになるのかというようなお考えかというのをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国がこの生産性向上特別措置法をつくった目的は、直接的には先進的な設備を投入して、労働生産性を上げようというような目的で、それに対しては償却資産の固定資産税を3年間、今回の市の法律ですとゼロにしましょうというような内容でございます。

実際には、事業者としてこれ以外に何が大きな特典があるかといいますと、国が用意していますものづくりサービス補助金というものがございまして、この29年度の補正、また30年度の

当初予算で1,000億円の予算を確保しておるわけなんです、この事業をやろうとすることにつきましては、市がまず計画します導入計画に基づいた内容で設備をすると、実際に事業者が国へ、ものづくり補助金については今公募されているわけなんです、その公募の採択の優先順位が上がるというようなところで、それを導入するための補助金を事業者が獲得したいというところが実はそこにはあるわけなんです、その中で、今、小川議員がおっしゃられます瑞穂市の中小企業の中でどれぐらいあるかというのは、今のところまだこれから瑞穂市が導入計画をつくりましますし、そこへ手を挙げて、その計画に基づいた中で国のほうへ採択をこれからされるかどうかという申請をされますので、今のところ問い合わせについては、直接的には今ございません。

ただ、この法律が国会のほうで2月から審議されているわけなんです、その中では、事前に瑞穂市内の事業者の方で数社ほどこの情報をつかんで、瑞穂市はそういう計画については導入する計画があるのかということにつきましての問い合わせについては数社あったということだけ、現在のところ御報告をさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお尋ねしたいんですけども、せんだって産業建設委員会、そのときに、私、その委員会に所属しておりましたけれども、市の商工会との懇談がございました。この中で今の中小企業の状況といいますか、実態といいますか、そういったこともお話をされておったんですけど、私、今こういった中小企業の方々が何に困っておられるのかと、一番困っておられるのかという事業の継続、これが図っていけるかどうか。別な言葉で言いますと、自分の代でもう終わってしまうんじゃないか、後継者がつくれない。これが一番大きな問題になってきておると。こういうようなことおっしゃっておられました。

私、そうした現状がある中で、瑞穂市の中小企業の皆さんが、果たして生産性向上が見込めるような、あるいはそのような先端整備を導入できるような企業というのが、果たしてどれぐらいあるのかということをやっぱり思わざるを得ないというふうに思います。

多くの瑞穂市の中小企業の皆さんは、まだまだそんなところまで行かないんじゃないのか。そんなところよりも、まず事業を継続することが、今、目下最大の問題になっておるというふうに言っておられたんじゃないかなあと思います。

ですから、私、この条例改正によって、多くの瑞穂市の中小企業の皆さんがこうした特例、あるいは固定資産税の特例なり、また補助金なりを受けられるとは思えないというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど御紹介のありました3月に瑞穂市の商工会との議会、産

業建設委員会との懇談会の中でお話が出たと思います。商工会のほうではそれらの情報もつかんで、従来ですと、もう既に持続化補助金というような非常に使いやすい補助金も使われているというところでございます。

内容の規模としては、今回の法律の特別措置法という先端性の設備を、どれだけ中小企業さんが設けられる意欲があるのかということにつきましては、今のところ数社問い合わせがありましたよというように先ほど報告したとおり、現実的には、やはりその辺の情報も商工会、または独自でつかんでやってみたいというような意欲のある事業者はあるというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後にお尋ねしたいというふうに思いますけど、従前の補助金は廃止してこれに取ってかわることになると思いますね。今回の生産性向上特別措置法といいますのは、いわゆる一部の企業に特化していく。中小企業全体にこうした特例、恩恵を与えていくような考え方じゃなくて、一部の企業に特化していく。そういうふうなもつとで、この特別措置法が設けられておるといふふうに思うんですけども、そういう点でいきますと、やはり瑞穂市の中におきましては、多くの中小企業者の皆さんにその実態に沿うのではなくて、一部の中小企業しかそういった恩恵が及ばない、こういうことになるのではないかなと思いますけど、ちょっと再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど私が申し上げましたものづくりサービス補助金等は、当然のことながら、中小企業と言われます中でも資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等ですね。上限は中小企業を対象にしておりますし、それについての逆に下限はございませんので、中小企業に光を当てたような補助金になっているというふうに考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 議案第41号から議案第47号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第41号から議案第47号までは、会議規則第37条第1項の規定によりまして、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

**日程第11 請願第1号及び日程第12 請願第3号について（委員会付託）**

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願及び日程第12、請願第3号請願や陳情の審査結果を文書で請願（陳情）者に通知することに関する請願書を一括議題といたします。

ただいま一括議題となりました請願第1号及び請願第3号は、会議規則第142条第1項の規定によりまして、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託をいたします。

---

**日程第13 請願第2号について（委員会付託省略）**

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、請願第2号政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

会議規則第142条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり、委員会付託を省略いたします。

---

**散会の宣告**

○議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時46分